

産業廃棄物排出事業者のしおり

～産業廃棄物の適正処理のために～

事業活動により発生する廃棄物の処理は排出事業者にあります。

廃棄物の最終処分場がひっ迫している今、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）が求められています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び**「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」**

に基づき、廃棄物の減量化、適正処理に努めましょう。



浜松市

1	廃棄物の分類	P1
2	廃棄物の処理	P3
3	産業廃棄物処理業者の選定・確認	P3
4	産業廃棄物処理の委託契約	P4
5	産業廃棄物の保管と管理	P5
6	産業廃棄物の処理状況の把握	P7
7	産業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)義務	P11
8	産業廃棄物処理施設	P12

1

廃棄物の分類

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものをいいます。

そして廃棄物は、さらに「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大きく分けられます。

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って工場、事務所などから生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法という）で定めた20種類の廃棄物をいいます。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」と定めています。

◎産業廃棄物の種類

	種類	具体例
1	燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃時の排出物など
2	汚泥	工場廃水などの処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じた泥状物、建設工事で発生した汚泥などの有機性及び無機性のすべての汚泥
3	廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなどの廃油類
4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの弱酸性廃液（水素イオン濃度指数（pH）2.0を超えるもの）
5	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液などの弱アルカリ性廃液（水素イオン濃度指数（pH）12.5未満のもの）
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤ）など合成高分子系化合物の固形状及び液状のすべての廃プラスチック類
7	紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）出版業（印刷出版を行なうものに限る）、製本業、印刷物加工業から生じた紙くず
8	木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）、木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じた木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）に係る木くず及び物品賃貸業に係る木くず
9	繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたものに限る）から生じた畳、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）から生じたじゅうたん、木綿くずなどの天然繊維くず
10	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した野菜かす、魚や獣の骨、皮、内臓などのあら、醸造かす、発酵かすなどの動物又は植物に係る固形状の不要物 ※魚市場、飲食店などから排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物
11	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場で家畜の解体等により生じた固形状の不要物
12	ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは、廃プラスチック類）
13	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、スクラップ金属くずなど
14	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去により生じたものを除く）、陶磁器くず、石膏ボードなど

15	鉍さい	鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）、キューボラのノロ、ボタ、不良鉍石、粉炭かすなど
16	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたレンガの破片、アスファルトの破片、かわらの破片など
17	動物のふん尿	畜産農業から生じた牛、馬、豚、にわとりなどのふん尿
18	動物の死体	畜産農業から生じた牛、馬、豚、にわとりなどの死体
19	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法で定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設で発生したばいじん、集じん施設により集められたもの
20	政令第2条 第13号廃棄物	上記1～19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、それらの廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物など）

◎特別管理産業廃棄物の種類

種類		具体例
引火性廃油		揮発性廃油、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）
腐食性廃酸		水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの
腐食性廃アルカリ		水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの
感染性産業廃棄物		医療機関などから排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物 PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油、紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、廃プラスチック類又は金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器又はがれき類のうちPCBが付着したもの、廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（省令で定める基準に適合しないものに限る）
	廃水銀等 廃水銀処理物	検査業に属する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀又は水銀化合物又は水銀使用製品が産業廃棄物になったものから回収した廃水銀、水銀廃棄物処理施設等で回収した廃水銀等の処理物（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さを除く）
	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類又はその化合物を基準値以上含んでいる汚泥、鉍さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど

※PCB…ポリ塩化ビフェニル

◎水銀廃棄物

廃棄物処理法の改正により2017年10月から水銀廃棄物（廃水銀及び以下の廃棄物）の保管、処理委託、収集・運搬、処分・再生に新たに措置が必要となりました。詳細は水銀廃棄物ガイドライン（環境省）を参照してください。（下記のURL）

①水銀使用製品産業廃棄物

水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの（蛍光灯、蛍光灯ランプ、一部の電池など）

②水銀含有産業廃棄物（水銀含有ばいじん等）

ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、廃酸、廃アルカリで、水銀を15ppm以上含有するもの（環境省HP：<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>）

(2) 一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがある性状を有するものは「特別管理一般廃棄物」と定めています。

2

廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の責任

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理をするかその廃棄物を処理できる許可業者に委託し、適正に処理しなければなりません。そして、自らが排出した廃棄物がどこでどのように処理されるのかを把握しなければなりません。

(2) 廃棄物の種類、性状及び量の把握

産業廃棄物の処理を許可業者に委託する場合は、廃棄物の種類、性状、量を正確に把握しなければなりません。また、産業廃棄物は、種類（燃え殻、汚泥など）によっては有害物質（水銀、ヒ素、カドミウムなど）の基準が廃棄物処理法で決められているので、分析を実施して有害物質の有無を確認し、処理基準に従って処理しなければなりません。

3

産業廃棄物処理業者の選定・確認

(1) 産業廃棄物処理業者の選定

産業廃棄物処理業は、廃棄物を収集運搬する「収集運搬業」と、廃棄物を焼却、破碎、埋立などの処分を行う「処分業」の2つに分けられます。

産業廃棄物の処理を委託する場合は、次のことに注意して慎重に業者を選定しましょう。

(2) 許可の確認

産業廃棄物の処理を業として行うには都道府県知事又は政令市長の許可を受ける必要があります。委託する業者が、産業廃棄物の収集運搬業や処分業の許可を有しているか確認しましょう。

産業廃棄物収集運搬業…産業廃棄物を積み込む場所及び降ろす場所を所管する都道府県知事又は政令市長の許可を有する業者であること

産業廃棄物処分業……その処分施設を所管する都道府県知事又は政令市長の許可を有する業者であること

ア 廃棄物の種類ごとの許可

産業廃棄物処理業の許可は産業廃棄物の種類ごとに与えられています。処理を委託する際には、委託しようとする廃棄物の許可を有しているかを必ず確認しましょう。

イ 処理業の許可の有効期限

処理業の許可には有効期限が定められています。許可の有効期限内であることを確認しましょう。

(3) もっぱら再生利用の目的となる廃棄物

もっぱら再生利用の目的となる廃棄物（空びん類、鉄くず（古銅を含む）、古紙、古繊維）のみの収集運搬、処分を業として行っている場合には、許可は例外的に必要なありません。ただし、日量5t以上の能力を有する処分施設については一般廃棄物処理施設設置許可が必要です。

これらの業者に委託する場合は、確実に廃棄物が再生利用されていることの確認が必要です。

(4) 処理業者への実地確認

「処理料金が安いから」という理由だけで、処理業者を選ぶようなことはないでしょうか？こういった行為は、不法投棄などの不適正処理を招く原因になりかねません。このようなことを防ぐために、廃棄物処理法では、排出事業者が処理の状況に関する確認に努めることを義務付けています。また、浜松市では「浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下、条例という）により、排出事業者及び中間処理業者に対して、産業廃棄物の

処理を委託する処理業者の処理の状況を直接現地に出向いて確認することを義務付けています。この実地確認は、処理委託を開始する前に委託先が適正な処理ができるか確認するものです。したがって、処理委託契約締結の直前、おおむね3ヶ月以内に実施することが適切です。また、委託契約が1年毎の自動更新となっている場合にも、委託先の処理の状況が変化することが考えられることから、毎年1回以上の実地確認が必要です。なお、実地確認した結果については、記録の作成と5年間の保存を義務付けています。（直前5年間の平均発生量が産業廃棄物10トン未満かつ特別管理産業廃棄物0.5トン未満である小規模事業場を除きます。また、優良認定事業者に処理委託する場合は、実地確認を免除されますが、その際には、優良認定事業者が公開する情報などにより処理状況の確認に努めることとなります。）

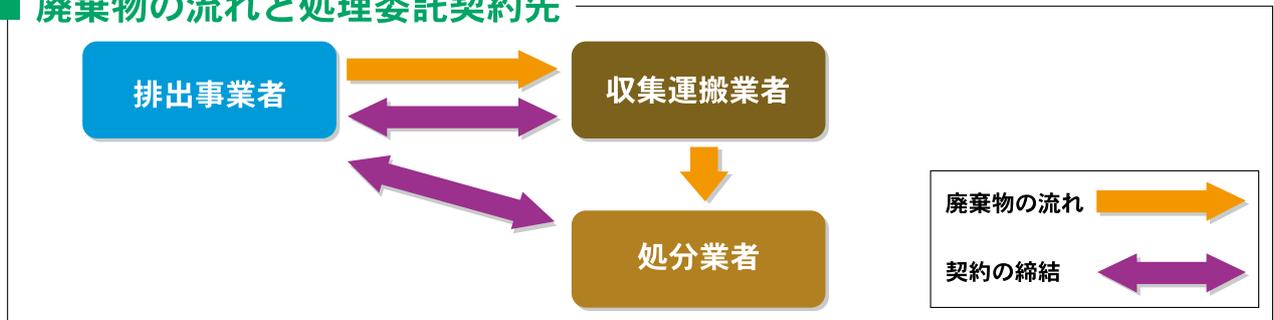
4 産業廃棄物処理の委託契約

産業廃棄物の処理を他人に委託するときは、委託契約を締結しなければなりません。

(1) 処理委託契約書の締結

委託契約は書面で行い、委託する廃棄物の書類、量、運搬先、処分方法など廃棄物処理法で定められている事項を明記しなければなりません。また、収集運搬業者と処分業者が異なる場合には、それぞれ収集運搬委託契約書と処分委託契約書を作成しなければなりません。

■ 廃棄物の流れと処理委託契約先



ア 産業廃棄物処理委託契約書に記載すべき事項

- ① 産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の最終目的地の所在地（中間処理を委託する場合でも、最終処分の場所の所在地等を記載）
- ③ 処分（再生）場所の所在地、方法、施設の処理能力
- ④ 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合において、当該産業廃棄物が環境大臣の許可を受けて輸入された廃棄物であるときは、その旨
- ⑤ 委託契約の有効期間
- ⑥ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑦ 処理業許可業者の事業の範囲（処理業許可証の写しを添付）
- ⑧ 産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地、産業廃棄物の種類、積替えのための保管の上限（安定型産業廃棄物の場合は、他の産業廃棄物と混合することの可否等に関する事項）
- ⑨ 適正な処理のために必要な次の事項に関する情報
 - (7) 性状及び荷姿に関する事項
 - (イ) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - (ロ) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - (1) 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であり、日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付されたものである場合は、当該含有マークの表示に関する事項
 - (1) 廃パーソナルコンピュータ
 - (2) 廃ユニット形エアコンディショナー
 - (3) 廃テレビジョン受信機
 - (4) 廃電子レンジ
 - (5) 廃衣類乾燥機
 - (6) 廃電気冷蔵庫
 - (7) 廃電気洗濯機
 - (オ) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
 - (カ) その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項



（参考）含有マーク（JIS 0950）

- ⑩委託契約の有効期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- ⑪受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑫委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

イ 添付すべき書類

委託契約書には、委託先の産業廃棄物処理業の許可証の写しを添付しなければなりません。

ウ 保管期間

委託契約書等は、その契約の終了の日から5年間保管しなければなりません。

5

産業廃棄物の保管と管理

廃棄物は、種類によって処分方法が異なります。廃棄物のリサイクル、適正処理のため、分別に努めましょう。

(1) 保管場所

収集運搬業者が収集に来るまでの間、廃棄物を保管する必要があります。保管場所を次の基準に従って設置しましょう。

ア 廃棄物の飛散等の防止

保管場所は、廃棄物が飛散し、流出し及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散するおそれのないようにしなければなりません。

また、保管場所には、ねずみが生息し及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければなりません。

イ 保管場所の囲い、表示

保管場所には周囲に囲いを設置しなくてはなりません。さらに、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を保管する場合、その他の廃棄物と混合しないように仕切り等を設置する必要があります。

また、廃棄物の保管場所である旨の表示は、大きさが縦横各60cm以上で、次の事項が記載されていることが必要です。

■ 保管場所掲示板の記載内容

- ・（特別管理）産業廃棄物の保管場所である旨
- ・保管する（特別管理）産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）
- ・保管場所の管理者の氏名又は名称および連絡先
- ・屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げ上限の高さ

■ 保管場所掲示板の作成例

(特別管理) 産業廃棄物保管場所		60cm 以上
廃棄物の種類		
数量		
管理者氏名		
管理者連絡先		
最大積上高		60cm以上

(2) 事業場外保管の届出

建設工事に伴い生じる産業廃棄物を事業場外で保管する事業者（保管の用に供される場所の面積が300㎡以上）は、あらかじめ市への届出が必要となります。なお、特別管理産業廃棄物の場合も同様です。事業場外とは、保管場所が産業廃棄物を生じた事業場（いわゆる工事現場）と空間的に同一のものと考えられない場合です。たとえば、道路工事における工事区間の路側帯に設けられた保管場所は非該当となり、届出は不要となります。

(3) 産業廃棄物の管理責任者

廃棄物を適正処理するためには、処理の流れを掌握し、管理する責任者が必要です。条例では、産業廃棄物を生じる事業場に、産業廃棄物管理責任者の設置を義務づけています。（直前5年間の平均発生量が産業廃棄物10トン未満かつ特別管理産業廃棄物0.5トン未満である小規模事業場を除きます）また、廃棄物処理法では特別管理産業廃棄物を少量でも排出又は保管する事業場に、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置を義務づけています。1つの事業場で両方の責任者を設置する場合、特別管理産業廃棄物管理責任者が産業廃棄物管理責任者を兼ねることとなります。

ア 産業廃棄物管理責任者の資格

産業廃棄物管理責任者は、産業廃棄物の処理について一定の知識があり、処理に係る事務についての権限を有しているものが選任されるもので、資格要件はありません。

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

特別管理産業廃棄物管理責任者については、以下の資格要件があります。

◎感染性廃棄物を発生する事業場

資格（学校区分）	課程	条件
医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士		
環境衛生指導員		2年以上その職にあった者
学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業者又は同等以上の知識があると認められる者

◎感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を発生する事業場

卒業学校（種類）	卒業課程	修了科目又は学科	条件
環境衛生指導員			2年以上その職にあった者
大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後2年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
大学	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	上記科目以外	卒業後3年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
短期大学、高等専門学校	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	衛生工学、化学工学	卒業後4年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
短期大学、高等専門学校	理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程	上記科目以外	卒業後5年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
高等学校、中等教育学校		土木科、化学科又はこれらに相当する学科	卒業後6年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
高等学校、中等教育学校		理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目	卒業後7年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者
上記に該当しない者			10年以上廃棄物処理の技術上の実務に従事した経験者

これらと同等以上の知識を有すると認められる者として特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を修了した者があります。

ウ 報告

条例では、産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止をしたときは、浜松市に報告することを義務付けています。

(4) 帳簿の記載

特別管理産業廃棄物を生じ自ら運搬・処分する事業者は、帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載しなければなりません。

ア 帳簿の記載事項

帳簿には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに次のとおり記載しなければなりません。

運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 2. 運搬年月日 3. 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 4. 積替え又は保管を行った場合は、場所ごとの搬出量
処分	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 2. 処分年月日 3. 処分方法ごとの処分量 4. 処分(埋立処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

イ 帳簿の保管

帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければなりません。

(5) 処理計画の作成及び実施状況の報告

前年度の産業廃棄物の発生量が、1,000トン以上（特別管理産業廃棄物の場合は、50トン以上）である事業場を浜松市内に設置している事業者を、多量排出事業者といい、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画を作成し、当該年度の6月30日までに浜松市へ提出することを義務づけられています。なお、処理計画を作成した事業者は、実施の状況について翌年度の6月30日までに浜松市へ報告することを義務づけられています。

6

産業廃棄物の処理状況の把握

処理業者に廃棄物の処理を委託しても、その後の廃棄物処理について責任がなくなるわけではありません。事業者は、自分が排出した廃棄物の処分が完全に終わるまで処理の責任があります。したがって、適正に処理されたかどうか廃棄物の流れを把握していなければなりません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは

産業廃棄物処理の流れを把握する手段として、産業廃棄物管理票制度があります。これは、事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の種類、数量、性状、収集運搬業者名、処分業者名、取扱上の注意事項などをマニフェスト（管理票）に記載し、処理の流れを自ら把握・管理する制度です。

この制度には、紙マニフェスト制度と電子マニフェスト制度があります。

(1) 紙マニフェスト制度

紙マニフェスト制度は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を使用して、処理情報を管理する制度です。

ア 産業廃棄物が処分業者に直接運搬される直行用マニフェストの場合（A～E票の7枚複写）

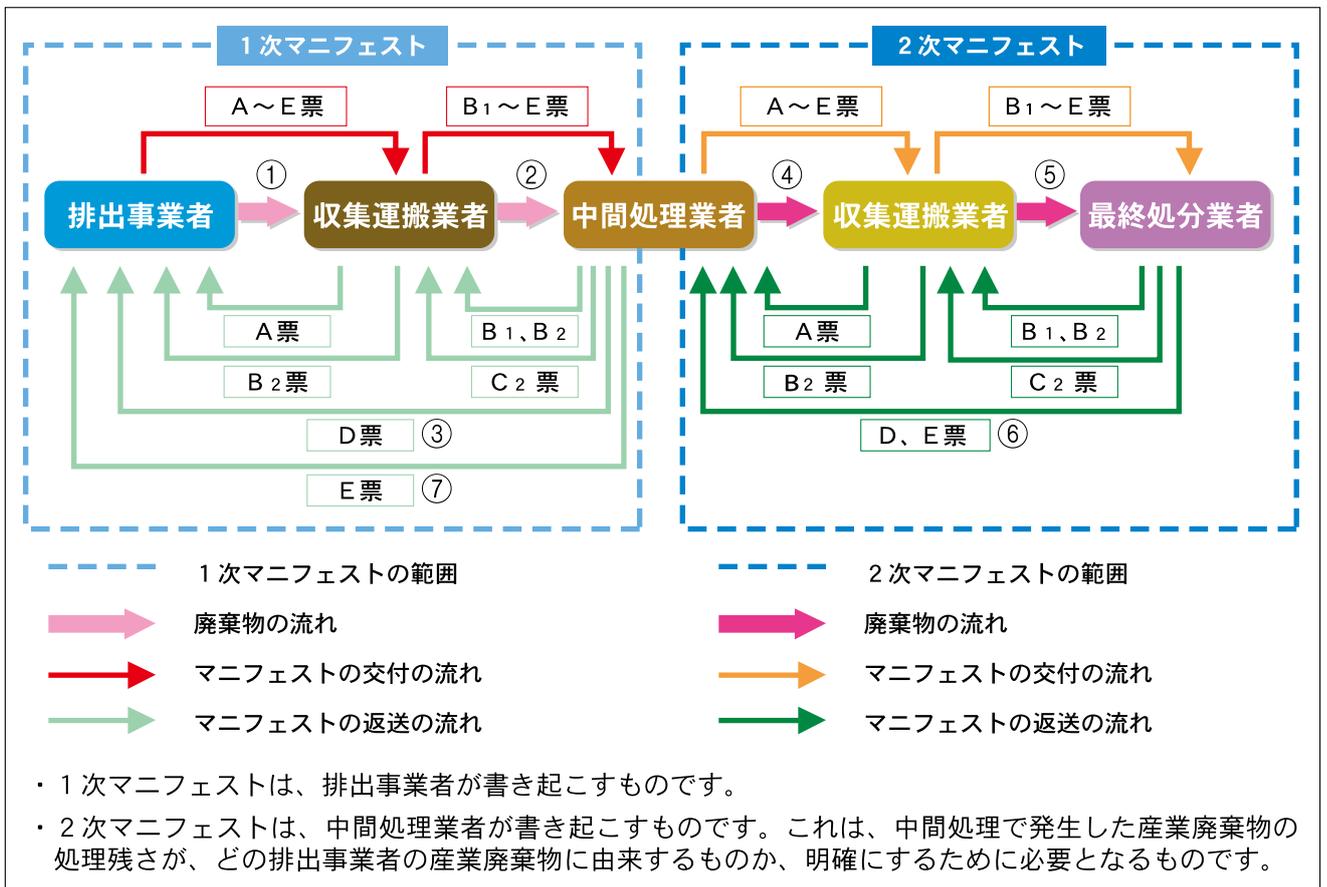
■ 紙マニフェストの例

出典：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日	年 月 日	交付番号	登録番号	交付担当者	氏名
事（排出者）	氏名又は名称		名称		
	住所 〒	電話番号	所在地 〒	電話番号	
産業廃棄物	種類（普通の産業廃棄物）		種類（特別管理産業廃棄物）		数量（及び単位）
	種類（普通の産業廃棄物）		種類（特別管理産業廃棄物）		廃棄物の名称
中間処理業者	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）				備考・通信欄
最終処分場所	名称／所在地／電話番号				有価物質等
運搬委託者	氏名又は名称		名称		
処分委託者	氏名又は名称		名称		
運搬の委託	委託者の氏名又は名称		受領印	運搬終了年月日	有価物数量
処分の委託	委託者の氏名又は名称		受領印	処分終了年月日	最終処分
最終処分を行った場所	名称／所在地／電話番号				用合確認

発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会



- ①事業者は、必要事項を記入したA～E票を収集運搬業者に交付し、収集運搬業者に「運搬の受託」欄を記載させたA票の返却をうけ、これを保管します。
- ②収集運搬業者は、運搬終了年月日を記載し、B₁～E票を中間処理業者に渡します。中間処理業者により「処分の受託」欄が記載されたB₁、B₂票を回収し、B₂を事業者に戻送して運搬終了を報告します。B₁票は収集運搬業者が保管します。
- ③中間処理業者は、破碎・焼却等の中間処理終了後、処分終了年月日を記載し、C₂票を収集運搬業者に返送、D票を事業者に戻送して処分終了を報告します。C₁票は中間処理業者が保管します。
- ④中間処理業者は、必要事項を記入したA～E票を収集運搬業者に交付し、収集運搬業者に「運搬の受託」欄を記載させたA票の返却をうけ、これを保管します。
- ⑤収集運搬業者は、運搬終了年月日を記載し、B₁～E票を最終処分業者に渡します。最終処分業者により「処分の受託」欄に記載されたB₁、B₂票を回収し、B₂を中間処理業者に返送して運搬終了を報告します。B₁票は収集運搬業者が保管します。
- ⑥最終処分業者は、埋立処分終了後、処分終了年月日を記載し、C₂票を収集運搬業者に返送、D、E票を中間処理業者に返送して最終処分終了を報告します。C₁票は最終処分業者が保管します。
- ⑦中間処理業者は、2次 Manifest のE票の返送を受けて最終処分終了を確認し、一次 Manifest のE票に最終処分終了年月日を記入して事業者に戻送します。

- ・事業者は Manifest が返送されたら、返送日を記録しましょう。
- ・事業者は Manifest A、B₂、D、E票を5年間保管します。
- ・返送期間は、運搬及び処分が終了した日から10日以内です。

イ Manifest が返送されない時

産業廃棄物の Manifest 交付の日から90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日以内）にB₂、D票の返送を受けない時、または180日以内にE票の返送を受けない時は、次の措置を講じなければなりません。

- ・委託した廃棄物の運搬又は処分の状況を把握すること。
- ・生活環境の保全上の支障の除去、または発生の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・返送期間が経過した日から30日以内に措置内容等報告書を浜松市に提出すること。

ウ 管理票交付者の報告書

事業者は、毎年6月30日までに、下記の期間において、交付した管理票の内容について管理票交付等状況報告書を作成し、浜松市に報告を行うことが義務付けられています。

【対象期間】 前年度4月1日から3月31日までの1年間

【提出期限】 6月30日

【報告内容】 ・報告を行う事業者の住所、会社名及び代表者氏名、電話番号

・事業場の名称、所在地、業種（日本標準産業分類の中分類）

・産業廃棄物の種類、排出量（トン）

・Manifestの交付枚数

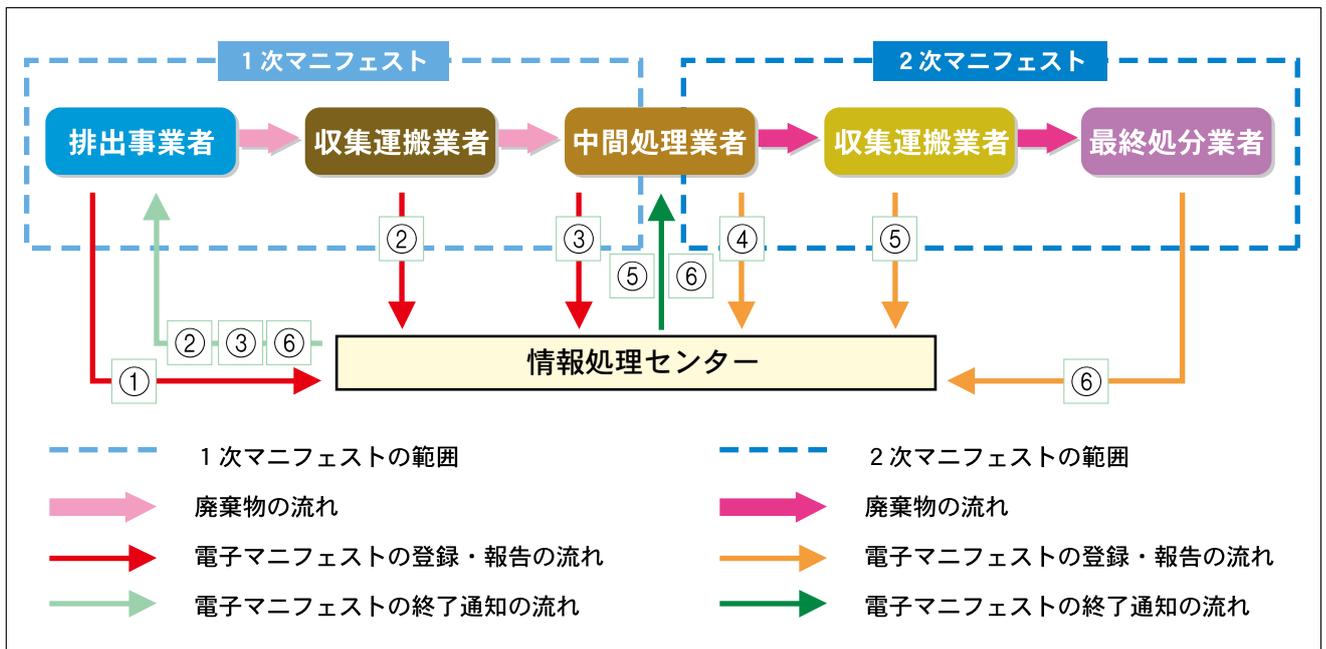
・運搬受託者の許可番号、会社名、運搬先の住所

・処分受託者の許可番号、会社名、運搬先の住所

※電子Manifest利用分は、報告不要です。

(2) 電子マニフェスト制度

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が、環境大臣が指定する情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。



- ①事業者は、情報処理センターに廃棄物のマニフェスト情報を登録します。
- ②収集運搬業者は、情報処理センターに運搬終了日から3日以内に運搬終了報告をします。センターはこの報告を事業者に通知します。
- ③中間処理業者は、情報処理センターに中間処理終了日から3日以内に中間処理終了報告をします。センターはこの報告を事業者に通知します。
- ④中間処理業者は、情報処理センターに廃棄物のマニフェスト情報を登録します。
- ⑤収集運搬業者は、情報処理センターに運搬終了日から3日以内に運搬終了報告をします。センターはこの報告を中間処理業者に通知します。
- ⑥最終処分業者は、情報処理センターに最終処分終了日から3日以内に最終処分終了報告をします。センターはこの報告を事業者と中間処理業者に通知します。

ア 電子マニフェスト制度のメリット

電子マニフェストの導入により、「事務処理の効率化」を図ることができるとともに、「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することが出来ます。

紙マニフェストと比較した場合、電子マニフェスト利用分については、様式第3号(法施行規則第8条の27関係)による管理票交付者の報告書(前ページウ)を情報処理センターが行うため、事業者自らの報告が不要、マニフェストの保存が不要、産業廃棄物の処理状況の確認が容易などのメリットがあります。

イ 電子マニフェストの一部義務化

2020年4月1日より、前々年度の特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)の発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者が当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、電子マニフェストの使用が義務化されます。(一部例外有り)

電子マニフェストの使用には事前に情報処理センターへの加入や電子マニフェスト対応業者との契約が必要です。

7 産業廃棄物を運搬する車両の表示および書面の備付（携帯）義務

(1) 表示義務

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に見やすく次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者	産業廃棄物処理業者
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を運搬している旨の表示 排出事業者名 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を運搬している旨の表示 業者名 許可番号（下6桁）

表示の記載例

産業廃棄物収集運搬車

〇〇株式会社

1 2 3 4 5 6

1文字140pt(5cm角)以上

1文字90pt(3.2cm角)以上

1文字90pt(3.2cm角)以上
収集運搬許可業者のみ

運搬車両の表示例



(2) 書類の携帯義務

産業廃棄物の運搬車は、次の書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者	産業廃棄物処理業者
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 運搬先が自らの施設である場合、以下の事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> 氏名又は名称及び住所 運搬する産業廃棄物の種類、量、積載日 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 許可証の写し

●実際の書面の例



排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。



電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。



処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。

※電子マニフェストを利用している場合

この場合、①許可証の写しに加え、産業廃棄物管理票の代わりに、②電子マニフェスト使用証及び③次の事項を記載した書類（電子情報でも可）が必要になります。

- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- その運搬を委託した者の氏名又は名称
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、連絡先

（ただし、これらの事項が携帯電話などによって常に確認できる状態であれば、③は不要です。）

8

産業廃棄物処理施設

一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置する場合には、都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければなりません。

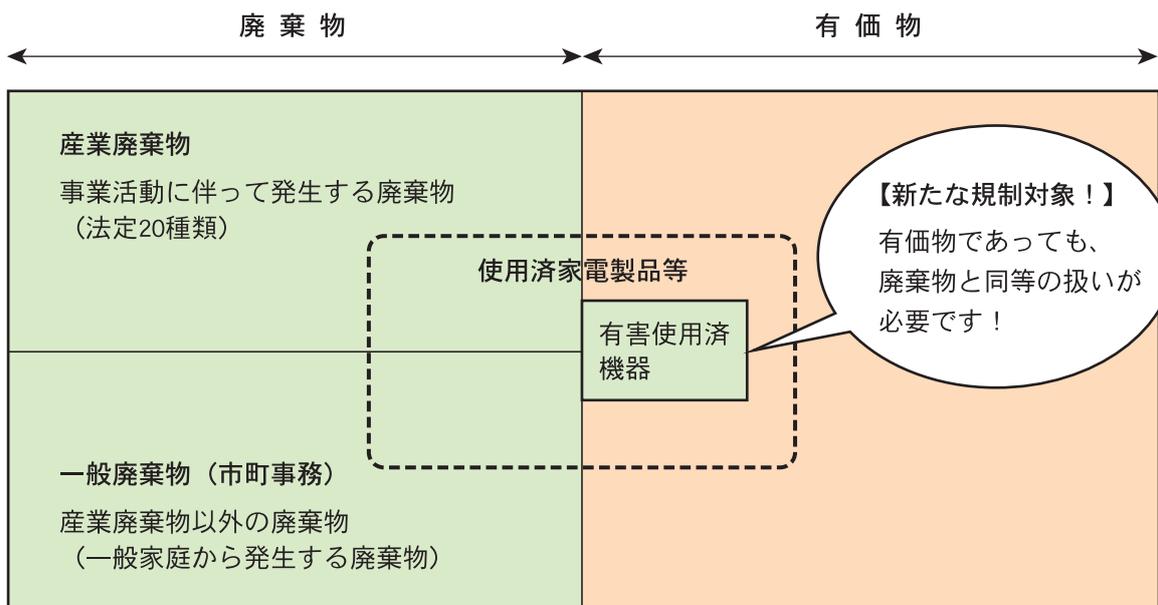
◎許可が必要な産業廃棄物処理施設

	処理施設名	処理能力	備考
1	汚泥の脱水施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	
2	汚泥の乾燥施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	天日乾燥は100m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	処理能力5m ³ /日を超えるもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
		処理能力200kg/時を超えるもの	
		火格子面積2m ² 以上のもの	
4	廃油の油水分離施設	処理能力10m ³ /日を超えるもの	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
5	廃油（廃 PCB 等を除く）の焼却施設	処理能力1m ³ /日を超えるもの	海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く
		処理能力200kg/時を超えるもの	
		火格子面積2m ² 以上のもの	
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力50m ³ /日を超えるもの	
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力100kg/日を超えるもの	PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く
		火格子面積2m ² 以上のもの	
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力5t/日を超えるもの	
9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべてのもの	
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべてのもの	
10-2	廃水銀等の硫化施設	すべてのもの	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべてのもの	
11-2	廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべてのもの	
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべてのもの	
12-2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	すべてのもの	
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	すべてのもの	
13-2	産業廃棄物の焼却施設	処理能力200kg/時以上のもの	3,5,8,12を除く
		火格子面積2m ² 以上のもの	
14	最終処分場	すべてのもの	
	安定型処分場		
	管理型処分場 遮断型処分場		

有害使用済機器に関して

2018年4月1日から、廃棄物処理法の改正に伴い、使用を終了し、収集された機器のうち、家電リサイクル法対象4品目（冷蔵庫やテレビ等）及び小型家電リサイクル法対象28品目（パソコン、ラジオなど）は**有害使用済機器**といい、人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとして、その取扱方法が見直されました。

〈2018年4月1日〜〉



収集された有害使用済機器は無料で取引されたものや買い取られたものであっても、廃棄物と同等の扱い（届出書の提出、帳簿の作成、保管場所の整備、表示の設置など）が必要です。これらを行わず営業を続ける業者は、罰則の対象となります。

家電リサイクル法対象機器を廃棄する場合はリサイクル券を購入したうえで指定の場所に搬入してください。
また、事業活動に伴って小型家電リサイクル法対象機器を廃棄する場合は、産業廃棄物として処分する必要があります。

より詳細な内容は浜松市のHPで公開しておりますので以下のURLやQRコードからご参照ください。

URL : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/yugaishiyouzumikiki.html>





■ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号
浜松市環境部産業廃棄物対策課

TEL: 053-453-6110 / FAX: 053-453-6001

Eメール sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



このパンフレットは再生紙、ベジタブルインキを使用しております。

発行年月 H31.1